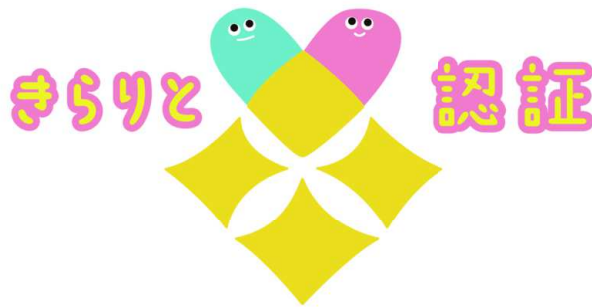


認証

企業のイメージアップに！人材確保に！！

岡山市女性が輝く 男女共同参画推進事業所

女性の活躍を進めています
岡山市



女性の活躍促進及び仕事と家庭の両立支援など、職場における男女共同参画を推進している市内企業等を、岡山市女性が輝く男女共同参画推進事業所として、岡山市長が認証します。

主な認証要件

- ①推進リーダーを置いていること。（役員または管理職相当以上）
- ②労働基準法，男女雇用機会均等法，育児・介護休業法等関係法令が遵守され，必要な措置が実施されていること。
- ③「育児・介護休業法」を超える取組に加え，「女性の活躍促進」及び「男女労働者の仕事と家庭の両立支援」に関する積極的な取組が行われていること。

認証のメリット

- 1 岡山市のホームページや企業説明会などで広くPRが可能
- 2 女性の活躍・男女共同参画を進めていくための情報が手に入る
- 3 岡山市競争入札参加資格審査申請（建設工事部門）格付における等級決定時の点数加算
- 4 岡山市の発注する建設工事の総合評価一般競争入札における評価項目としての加算
- 5 岡山市包括協定締結金融機関による低利金融資制度の利用が可能

◆ 手続きは

岡山市女性が輝く男女共同参画推進事業所認証申請書と必要書類（右の表を参照）を提出いただきます。

提出された書類を審査し、認証要件をすべて満たしていると認められる事業所を認証します。

申請様式は女性が輝くまちづくり推進課のホームページからダウンロードできます。

認証新規申請書類リスト

- 岡山市女性が輝く男女共同参画推進事業所認証新規申請書（様式第1号）
- 岡山市女性が輝く男女共同参画推進事業所認証新規申請チェックシート（様式第2号）
- 就業規則（全文）、関係規程等
- 具体的取組内容がわかるものの写し
例）行動計画等の写し、採用マニュアル、研修カリキュラム概要 等

◆ 申請方法

郵送または持参（土日祝日、年末年始を除く）してください。

◆ 申請後の流れは

①申請書と必要書類の提出 ➡ ②審査 ➡ ③認定証交付（認証された場合）

- 審査結果は、申請月の翌月末までに通知します。
- 認証された事業所が、継続して認証を受けようとする場合は、認証終了月の前月の末日までに更新の手続きを行ってください。

◆ 認証の有効期間は

申請月の翌々月の初日から2年間
※更新することができます。



◆ 申請書提出先・お問合せ先

岡山市女性が輝くまちづくり推進課
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号
TEL: 086-803-1115 / FAX: 086-803-1845
E-mail: danjo@city.okayama.lg.jp

こちらから各様式をダウンロードできます。

🔍 検索：岡山市女性が輝く男女共同参画推進事業所

